

内閣参質一七九第五一号

平成二十三年十二月十六日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田 健二 殿

参議院議員浜田昌良君提出ガラスバッジ測定結果についての専門家支援及び対策立案への積極的活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出ガラスバッジ測定結果についての専門家支援及び対策立案への積極的活用
に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、福島県に対し、原子力被災者・子ども健康基金を通じて財政支援を行っているところで
あり、同県においては、同基金を活用し、平成二十三年十二月五日に、放射線の専門家で構成する「福島
県「放射線と健康」アドバイザリーグループ」を設置することにより、ガラスバッジによるものも含む住
民の被ばく状況の測定結果等に係る適切な情報提供の在り方について、市町村に対し専門的な見地から助
言できる体制を構築したと承知している。

二について

福島県によれば、各市町村が同県に提出した計画に基づき行う積算線量計の配布等について、同県にお
いて経費の全額を補助しているところ、各市町村における積算線量計の配布等の個数については、御指摘
の答弁がなされた時点において確定していなかつたため、公表を控えていたが、今後、必要に応じて公表
するとのことである。

三について

子ども等に対する積算線量計の配布等については、各市町村が実施主体として行つてあるものと承知しております、被ばく線量の測定結果の把握等については、政府としては、福島県と協議の上、検討してまいりたい。